

福井県報

第 2070 号
平成 21 年
9 月 25 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示

○土地改良区の新たな事業の施行の適

当の決定および関係書類の縦覧(五

七〇・農村振興課)……………1

○道路の位置の指定(五七一・三国土

木事務所)……………1

公告

○大規模小売店舗立地法の規定による

大規模小売店舗の変更の届出(商業

・サービス業振興課)……………1

○基本測量の実施(二件・土木管理課

)……………1

告示

福井県告示第570号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第48条第9項において準用する同法第8条

第1項の規定に基づき、竹田川南部土地改良

区の新たな事業(維持管理事業)の施行を適

当と決定したので、同法第48条第9項にお

いて準用する同法第8条第6項の規定により

公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供す

る。

なお、この処分について異議のある者は、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日

以内に、福井県知事に異議の申出をすること

ができる。

また、この処分について不服がある場合は

、この処分があったことを知った日の翌日か

ら起算して6ヶ月以内に、福井県を被告とし

てこの処分の取消の訴えを提起することがで

きる。

平成21年9月25日

福井県知事 西川 一誠

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成21年9月28日から

平成21年10月27日まで

縦覧に供する場所

3 あわら市役所

福井県告示第571号

建築基準法(昭和25年法律第201号)

第42条第1項第5号に規定する道路の位置

を指定したので、建築基準法施行規則(昭和

25年建設省令第40号)第10条の規定に

より、次のとおり公告する。

平成21年9月25日

福井県知事 西川 一誠

1 申請者の住所ならびに名称および代表者

の氏名

福井市松本1丁目7番12号

株式会社 加藤央不動産

代表取締役 加藤 清の和

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
坂井市坂井町上新庄34 字観音堂60番15および 69番の一部	6.00	78.63

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第

91号)第6条第1項および第2項の規定に

よる大規模小売店舗の変更の届出があったの

で、同条第3項において準用する同法第5条

第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその

周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項

について意見を有する者は、同法第8条第2

項の規定により、この公告の日から4月以内

に、福井県に対し意見書の提出によりこれを

述べることができる。

平成21年9月25日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ユース東鯖江店 鯖江市東鯖江一丁目615	1,339.00平方メートル	午後10時	7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ユース	合計 1,339.00平方メートル	キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 駐車場1 午前8時30分から午後11時30分まで 駐車場2 午前8時30分から午後11時30分まで (変更後) 駐車場1 午前8時30分から午後10時30分まで 駐車場2 午前8時30分から午後10時まで	(1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで
3 法第6条第1項に基づく変更届 (1) 変更した事項	テナント1 45.00平方メートル テナント2 30.00平方メートル 合計 1,825.00平方メートル	ク 駐車場の自動車の出入口の数 (変更前) 9箇所 (変更後) 8箇所 ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 午前6時から午後10時まで (変更後) 荷捌場1 午前8時から午後9時まで 荷捌場2 午前6時から午前8時まで	測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施についての通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。 平成21年9月25日 福井県知事 西川 一誠
ア 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美	イ 駐車場の収容台数 (変更前) 133台 (変更後) 128台 ウ 駐輪場の収容台数 (変更前) 40台 (変更後) 59台 エ 荷さばき施設の面積 (変更前) 130.10平方メートル (変更後) 150.00平方メートル オ 廃棄物等の保管施設の容量 (変更前) 49.20立方メートル (変更後) 31.50立方メートル カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 (変更前) 総合食品棟 株式会社ユース 午後11時 エス 午後11時	ク 変更する年月日 平成22年3月10日 (3) 変更する理由 消費者ニーズに 대응するため。	測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施についての通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。 平成21年9月25日 福井県知事 西川 一誠
(2) 変更の年月日 平成17年5月9日	イ 変更しようとする事項 ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 総合食品棟 株式会社ユース	(2) 変更する年月日 平成21年8月18日	1 測量計画機関の名称 国土地理院
(3) 変更する理由 設置者および小売業者の代表者を変更したため。		6 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 鯖江市西山町13番1号 鯖江市産業環境部商工政策課	2 作業の種類 1 国土地理院 2 測量計画機関の名称 3 作業の期間 平成21年9月28日から平成22年3月26日まで 4 作業の地域 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市
4 法第6条第2項に基づく変更届 (1) 変更しようとする事項 ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 総合食品棟 株式会社ユース			

基本測量(基盤地区情報整備業務)

3 作業の期間

平成21年10月23日から平成22年
3月26日まで

4 作業の地域

鯖江市、越前市、坂井市

平成二十一年九月二十五日印
平成二十一年九月二十五日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一號 福井県
福井県福井市西開発三丁目七一五 白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇